

労働基準広報 2016 No.1892 6/21

CONTENTS

新実務シリーズ 人事異動の法律ルールと実務Q & A — 6

第14回・企業間人事異動（出向、転籍）⑤

～出向・転籍の各種規定例、労働者供給事業との違い等～

出向・転籍を「業」として行うことは労働者供給事業の禁止に違反する

出向・転籍は、自己の支配下にある労働力を他人の求めに応じて他人に提供し、その利用に供するものであり、その形態は、労働者供給事業と同じといえる。このため、出向・転籍を「業」として行うことは、労働者供給事業の禁止（職安法44条）に違反することになる。しかし、企業が人事異動の一環として、①グループ企業内での人事交流、②従業員の職業能力開発、③従業員の自社での解雇を避けるため、関連会社で雇用機会を確保する——などの目的で出向・転籍を行うのであれば、「業」とはいえず、労働者供給事業には該当しない。

（労務コンサルタント・布施直春）

● 解釈例規物語⑧ ————— 19
第36条関係

遅刻時間に相当する時間延長

（中川恒彦）

● 裁判例から学ぶ予防法務〈第20回〉 ——— 26
T社事件

（東京地裁 平成27年9月9日判決）

男女関係を巡る懲戒処分と配転命令の有効性 男女問題でも業務支障生じる場合は 介入し懲戒処分や配転などの検討を

（弁護士・井澤慎次）

● 知っておくべき職場のルール ————— 40
〈第52回〉「通勤災害②」

禁止されたマイカー通勤も 合理的方法なら通災と認定

（編集部）

● NEWS ————— 1

（平成27年の労働災害発生状況まとまる）死亡者数は初めて1000人下回り972人に／（4月末現在の行動計画策定状況等）女性活躍推進法の認定企業が施行1ヵ月で46社に／（27年度の賃金・労働時間）総実労働時間は4年連続で減少し1734時間に／ほか

● 労務資料／中高年齢者の転職・再就職
調査結果 ————— 44

女性の転職理由は「家庭の事情」 が約3割

（独労働政策研究・研修機構調べ）

● 連載 労働スクランブル④（労働評論家・飯田康夫）
— 42 ● わたしの監督雑感 京都・舞鶴労働基準監督署長 清水和義 — 54 ● 今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

労働基準法〔社員が上司に隠れ自主残業行う〕会社が取るべき対応は ————— 48 弁護士・新弘江

労働基準法〔所定労働時間帯除くタイムカードの打刻時間〕すべて時間外労働か — 50 弁護士・岡村光男

賃金関係〔平成27年成立のいわゆる同一労働同一賃金法〕労務管理への影響は — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内